

別冊給水装置工事施行基準 藤井寺水道事業 新旧対照表

新	旧
<p data-bbox="546 762 1092 905">別冊給水装置工事施行基準 藤井寺水道事業</p> <p data-bbox="647 1329 1003 1465">令和8年4月 藤井寺水道センター</p>	<p data-bbox="1866 762 2418 905">別冊給水装置工事施行基準 藤井寺水道事業</p> <p data-bbox="1949 1329 2306 1465">令和7年4月 藤井寺水道センター</p>

別冊給水装置工事施行基準 藤井寺水道事業 新旧対照表

新	旧
<p>別冊給水装置工事施行基準は、標準給水装置工事施行基準より優先する。 見出し(章節番号、段落番号等を含む)については、標準給水装置工事施行基準に準拠している。なお、別冊給水装置工事施行基準独自の事項については見出し番号を追加している。</p> <p>3. 手続</p> <p>3.3 事務手続き(P.16)</p> <p>1. 事前協議</p> <p>事前協議に必要な書類は表 3-F-1 のとおりとする。 なお、『(1) 3階建て以上5階建て以下の建物で直圧式により給水する工事』及び『(2)増圧式により給水する工事』に関する事前協議は、事前に水圧調査の申込みを行い、水圧調査回答書を得ること。水圧調査の申込みに必要な書類は、次のとおりとする。</p> <p>① 水圧調査申込書(様式第 16 号) ② 位置図</p> <p>2. 工事の申込み</p> <p>給水装置工事の申込みに必要な書類は表 3-F-2 のとおりとする。</p> <p>5. 分岐立会検査の申込み</p> <p>分岐立会検査の申込みに必要な書類は表 3-F-3 のとおりとする。</p>	<p>別冊給水装置工事施行基準は、標準給水装置工事施行基準より優先する。 見出し(章節番号、段落番号等を含む)については、標準給水装置工事施行基準に準拠している。なお、別冊給水装置工事施行基準独自の事項については見出し番号を追加している。</p> <p>3. 手続</p> <p>3.3 事務手続き(P.16)</p> <p>2. 工事の申込み</p> <p>給水装置工事の申込みに必要な書類は表 3-2-2 のとおりとする。</p> <p>給水主管工事を申込みする場合は、施行基準に定める書類のほか、下記の書類を提出する。</p> <p>① 事前協議回答書の写し ② 平面図 ③ 配管詳細図 ④ 断面図 ⑤ 交差図 ⑥ 仮設配管図 ⑦ 施工手順書(任意様式) ⑧ 給水主管工事誓約書(別冊様式第1号) ⑨ 他企業管の埋設状況が確認できるもの</p> <p>5. 分岐立会検査の申込み</p> <p>給水主管工事を申込みする場合は、施行基準に定める書類のほか、下記の書類を提出する。</p> <p>① 使用材料一覧表(任意様式) ③ 工事工程表(任意様式) ④ 工事のお知らせビラ(任意様式)</p>

別冊給水装置工事施行基準 藤井寺水道事業 新旧対照表

新	旧
<p>9. 工事完了届及び工事検査の申込み 竣工検査の申込みに必要な書類は表 3-F-4 のとおりとする。</p> <p>10. メーター出庫 指定工事業者は、メーターが必要な場合、施行基準に定める書類のほか、臨時用水申請書(別冊様式第2号)を提出すること。</p> <p>3.6 工事の変更・取消し(P.27)</p> <p>3. 給水主管工事の取消し 給水主管工事を取り消そうとするときは、施行基準に定める書類を提出し、企業長の指示により原状回復しなければならない。 その際に要した費用及び企業団に損害があった場合の費用は申込者が負担する。</p>	<p>9. 工事完了届及び工事検査の申込み 給水主管工事の申込みの場合は、施行基準に定める書類のほか、下記の書類を提出する。 ① 竣工図面の電子データ(PDF、DWG 及び DXF 形式の CAD データ) ② 既設給水装置の接合替え竣工図の書類及び電子データ(PDF、DWG 及び DXF 形式の CAD データ) ③ オフセット図の書類及び電子データ(PDF、DWG 及び DXF 形式の CAD データ) ④ 工事写真(PDF、画像を貼り付けた電子データ等) ⑤ 水圧検査結果報告書(別冊様式第3号) ⑥ 継手チェックシート及び継手番号管理図 ⑦ 使用材料一覧表(任意様式) ⑧ 道路占用許可書 ⑨ その他必要と認めるもの</p> <p>10. メーター出庫 指定工事業者は、メーターが必要な場合、施行基準に定める書類のほか、臨時用水申請書(別冊様式第2号)を提出すること。</p> <p>3.6 工事の変更・取消し(P.27)</p> <p>3. 給水主管工事の取消し 給水主管工事を取り消そうとするときは、施行基準に定める書類を提出し、企業長の指示により原状回復しなければならない。 その際に要した費用及び企業団に損害があった場合の費用は申込者が負担する。</p>

新

表3-F-1 事前協議 必要書類一覧表

【必要部数・・・・・・2部】

◎：必要な書類 ○：原則、必要な書類 △：必要な場合がある書類

種 別	事前協議申込書	直結直圧式・増圧式維持管理誓約書	水圧調査回答書（写）	位置図	給水装置配管図	立面図	水理計算書	貯水槽以降の給水設備図	貯水槽有効容量計算書	（給水主管・給水管）計画図	土地利用計画図	水道直結式スプリンクラー設置誓約書	消防署との協議記録
	様式17号	様式10号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	様式9号	-
3階建て以上5階建て以下の直結直圧式により給水する工事	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎						
3階建て以上10階建て以下の直結増圧式により給水する工事	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎						
貯水槽式により給水する工事	◎			◎	◎	△ ※1	◎	◎	◎				
配水管の寄贈を伴う工事	◎			◎						◎	△		△
都市計画法による開発行為等の許可手続きにかかるもの	◎			◎						◎	◎		△
水道直結式スプリンクラー設備の設置を伴う工事	◎			◎	◎	△ ※2						◎	◎

【注意事項】

① 図面は原則A3サイズとしてください。

※1 三階以上に給水設備がある場合に要する。

※2 三階以上に給水用具がある場合に要する。

旧

（新規）

新

旧

表3-F-3 分岐立会の申込み 必要書類一覧表

【必要部数・・・・・・1部】 ◎：必要な書類 △：必要な場合がある書類

	分岐 (新設・撤去) 工事立会申請書	位置 図	道路 占用許可書 (写) ※許可条件まで	道路 使用許可証 (写し) ※許可条件まで	工事 工程表	工事 のお知らせ ビラ
	様式 11号	-	-	-	-	-
分岐立会検査	◎	◎	△	△	△ ※1	△ ※1

※1 Dの給水主管の場合に要する。

(新規)

表3-F-4 工事完了届及び工事検査の申込み 必要書類一覧表

【必要部数・・・・・・1部】 ◎：必要な書類 △：必要な場合がある書類

	給水 装置工事完了届 及び検査申請書	位置 図	給水 装置工事竣工図面	給水 装置工事主任技 術者が行う自主 検査表	貯水 槽点検調査表	工事 写真	工事 写真データ ※PDF・画像を 貼り付けた電子 データ等	使用 材料一覧表 (実施)	竣工 図面の電子データ ※PDF・DWG・ DXF	既設 給水装置の接合 替え竣工図の書 類及び電子デー タ ※PDF・DWG・ DXF	オフ セット図の電子 データ ※PDF・DWG・ DXF	水圧 検査結果報告書	継手 チェックシート 及び継手番号管 理図	市道 の道路占用許可 書(原本)
	様式 12号	-	様式 2号	様式 13-1号	様式 13-2号	-	-	-	-	-	-	別冊 3号	-	-
工事検査	◎	◎	◎ ※1	◎	△	△ ※2	△ ※3	△ ※3	△ ※3	△ ※3	△ ※3	△ ※3	△ ※3	△ ※3

【注意事項】

- ① 電子データはCD-Rにより、提出するものとする。
- ② 図面は原則A3サイズとしてください。

※1 Dの給水主管の場合、給水装置の図面に加え、給水主管の図面(表3-F-5 給水主管 提出書類一覧表を参照)も要する。

※2 一次側を施工した場合に要する。

※3 Dの給水主管の場合に要する。

別冊給水装置工事施行基準 藤井寺水道事業 新旧対照表

新

表3-F-5 給水主管 提出書類一覧表

	名称	内容
給水装置工事 申込時	設計図	平面図 配管位置、管種、口径、延長等
		配管詳細図 材料、継手形状等
		断面図 埋設位置（ヨリ、土被り）、他企業管との離隔
		交差図 他企業管等との交差
		仮設配管図 -
給水装置工事完了届 及び検査申請時	竣工図	平面図 配管位置、管種、口径、延長等
		配管詳細図 材料、継手形状等
		断面図 埋設位置（ヨリ、土被り）、他企業管との離隔
		交差図 他企業管等との交差
		仮設配管図 -
	オフセット図	[オフセット配点基準 ※原則3点]
		・既設管取り出し部（仮設管含む）
		・既設管連絡部（仮設管含む）
		・T字管継手部
		・弁栓類
	・平面角度が45度以上の曲管部 (分岐φ50のサドル含む)	
	※付近に弁栓類がある場合、弁栓類間の離隔を取得する。	

旧

給水主管 提出書類一覧表

	名称	内容	出力形式	備考	
申込み	給水装置工事申込書	-	A4モノクロ	様式第1号	
	給水装置工事申込書（写）	-	A4モノクロ	1のコピー	
	位置図	-	A4カラー	申請箇所が容易に把握できるもの	
	設計図	平面図	配管位置、管種、口径、延長等	A3又はA1カラー	別途記載例参照
		配管詳細図	材料、継手形状等	A3又はA1カラー	別途記載例参照
		断面図	埋設位置（ヨリ、土被り）、他企業管との離隔	A3又はA1カラー	別途記載例参照
		交差図	他企業管等との交差	A3又はA1カラー	別途記載例参照
		仮設配管図	-	A3又はA1カラー	別途記載例参照
	他企業管の埋設状況が確認できるもの	-	-	図面もしくは協議資料等	
	施工手順書	-	A4又はA3カラー	別途記載例参照	
	給水主管工事誓約書	-	A4モノクロ	別冊様式第1号	
	寄付採納願	-	A4モノクロ	様式第6号	
	土地掘削占用承諾書（採納用）	-	A4モノクロ	様式第7号	
事前協議回答書（写）	-	A4モノクロ	事前協議回答書のコピー		
ま 着 手 に	工事工程表	-	A4又はA3カラー	任意様式	
	使用材料一覧表	材料名、規格寸法、個数、メーカー名等	A4モノクロ	任意様式	
	工事のお知らせビラ	着工のお知らせ、断水のお知らせ	A4又はA3カラー	任意様式	
竣 工 検 査	給水装置工事完了届及び検査申請書	-	A4モノクロ	様式第12号	
	給水装置工事主任技術者が行う自主検査表	-	A4モノクロ	様式第13-1号	
	位置図	-	A4カラー	申請箇所が容易に把握できるもの	
	竣工図	平面図	配管位置、管種、口径、延長等	A3又はA1カラー	別途記載例参照
		配管詳細図	材料、継手形状等	A3又はA1カラー	別途記載例参照
		断面図	埋設位置（ヨリ、土被り）、他企業管との離隔	A3又はA1カラー	別途記載例参照
		交差図	他企業管等との交差	A3又はA1カラー	別途記載例参照
	オフセット図	-	A3又はA1カラー	別途記載例参照	
	給水装置工事竣工図面	-	A3カラー	様式第2号	
	工事写真	別途写真管理参照	A4カラー	任意様式	
	水圧検査の結果	-	A4カラー	別冊様式第3号	
	継手チェックシート及び継手番号管理図	-	A4モノクロ、A3カラー	-	
	使用材料一覧表	材料名、規格寸法、個数、メーカー名等	A4モノクロ	任意様式	
	道路占用許可書	原本	-	-	
	電子データ（C D - R）	竣工図、オフセット、工事写真	図面(PDF,DXF,DWG)、写真(PDF,リジナルデータ)		
その他必要と認めるもの					

別冊給水装置工事施行基準 藤井寺水道事業 新旧対照表

新					旧																																																		
<p>5.2.5 管の接合(P.77)</p> <p>2. 給水装置の接合箇所は、水圧に対する十分な耐力を確保するためにその構造及び材質に応じた適切な接合を行うこと。施工上、接合は極めて重要であり、管種、使用する継手、施工環境及び施工技術等を勘案し、最も適切と考えられる接合方法及び工具を選択すること。</p> <p style="text-align: center;">表 5-F-1 接合方法一覧(藤井寺水道センター)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 20%;">ポリエチレン管</th> <th style="width: 20%;">塩化ビニル管</th> <th style="width: 20%;">鋼管</th> <th style="width: 25%;">ダクタイル鋳鉄管</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ポリエチレン管</td> <td>金属継手 メカニカル継手</td> <td>ユニオンソケット 塩ビ管用ソケット メカニカル継手</td> <td>金属継手 メカニカル継手</td> <td>メカニカル継手</td> </tr> <tr> <td>塩化ビニル管</td> <td>ユニオンソケット 塩ビ管用ソケット メカニカル継手</td> <td>TS継手 メカニカル継手</td> <td>雄テーパージョイント メカニカル継手</td> <td>メカニカル継手</td> </tr> <tr> <td>鋼管</td> <td>金属継手 メカニカル継手</td> <td>雄テーパージョイント メカニカル継手</td> <td>鋼管継手 メカニカル継手</td> <td style="text-align: center;">\</td> </tr> <tr> <td>ダクタイル鋳鉄管</td> <td>メカニカル継手</td> <td>メカニカル継手</td> <td style="text-align: center;">\</td> <td>メカニカル継手 プッシュオン継手</td> </tr> </tbody> </table>		ポリエチレン管	塩化ビニル管	鋼管	ダクタイル鋳鉄管	ポリエチレン管	金属継手 メカニカル継手	ユニオンソケット 塩ビ管用ソケット メカニカル継手	金属継手 メカニカル継手	メカニカル継手	塩化ビニル管	ユニオンソケット 塩ビ管用ソケット メカニカル継手	TS継手 メカニカル継手	雄テーパージョイント メカニカル継手	メカニカル継手	鋼管	金属継手 メカニカル継手	雄テーパージョイント メカニカル継手	鋼管継手 メカニカル継手	\	ダクタイル鋳鉄管	メカニカル継手	メカニカル継手	\	メカニカル継手 プッシュオン継手					<p>5.2.5 管の接合(P.71)</p> <p>2. 給水装置の接合箇所は、水圧に対する十分な耐力を確保するためにその構造及び材質に応じた適切な接合を行うこと。施工上、接合は極めて重要であり、管種、使用する継手、施工環境及び施工技術等を勘案し、最も適切と考えられる接合方法及び工具を選択すること。</p> <p style="text-align: center;">表 5-2-2 接合方法一覧(藤井寺水道センター)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 20%;">ポリエチレン管</th> <th style="width: 20%;">塩化ビニル管</th> <th style="width: 20%;">鋼管</th> <th style="width: 25%;">ダクタイル鋳鉄管</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ポリエチレン管</td> <td>金属継手 メカニカル継手</td> <td>ユニオンソケット 塩ビ管用ソケット メカニカル継手</td> <td>金属継手 メカニカル継手</td> <td>メカニカル継手</td> </tr> <tr> <td>塩化ビニル管</td> <td>ユニオンソケット 塩ビ管用ソケット メカニカル継手</td> <td>TS継手 メカニカル継手</td> <td>雄テーパージョイント メカニカル継手</td> <td>メカニカル継手</td> </tr> <tr> <td>鋼管</td> <td>金属継手 メカニカル継手</td> <td>雄テーパージョイント メカニカル継手</td> <td>鋼管継手 メカニカル継手</td> <td style="text-align: center;">\</td> </tr> <tr> <td>ダクタイル鋳鉄管</td> <td>メカニカル継手</td> <td>メカニカル継手</td> <td style="text-align: center;">\</td> <td>メカニカル継手 プッシュオン継手</td> </tr> </tbody> </table>		ポリエチレン管	塩化ビニル管	鋼管	ダクタイル鋳鉄管	ポリエチレン管	金属継手 メカニカル継手	ユニオンソケット 塩ビ管用ソケット メカニカル継手	金属継手 メカニカル継手	メカニカル継手	塩化ビニル管	ユニオンソケット 塩ビ管用ソケット メカニカル継手	TS継手 メカニカル継手	雄テーパージョイント メカニカル継手	メカニカル継手	鋼管	金属継手 メカニカル継手	雄テーパージョイント メカニカル継手	鋼管継手 メカニカル継手	\	ダクタイル鋳鉄管	メカニカル継手	メカニカル継手	\	メカニカル継手 プッシュオン継手
	ポリエチレン管	塩化ビニル管	鋼管	ダクタイル鋳鉄管																																																			
ポリエチレン管	金属継手 メカニカル継手	ユニオンソケット 塩ビ管用ソケット メカニカル継手	金属継手 メカニカル継手	メカニカル継手																																																			
塩化ビニル管	ユニオンソケット 塩ビ管用ソケット メカニカル継手	TS継手 メカニカル継手	雄テーパージョイント メカニカル継手	メカニカル継手																																																			
鋼管	金属継手 メカニカル継手	雄テーパージョイント メカニカル継手	鋼管継手 メカニカル継手	\																																																			
ダクタイル鋳鉄管	メカニカル継手	メカニカル継手	\	メカニカル継手 プッシュオン継手																																																			
	ポリエチレン管	塩化ビニル管	鋼管	ダクタイル鋳鉄管																																																			
ポリエチレン管	金属継手 メカニカル継手	ユニオンソケット 塩ビ管用ソケット メカニカル継手	金属継手 メカニカル継手	メカニカル継手																																																			
塩化ビニル管	ユニオンソケット 塩ビ管用ソケット メカニカル継手	TS継手 メカニカル継手	雄テーパージョイント メカニカル継手	メカニカル継手																																																			
鋼管	金属継手 メカニカル継手	雄テーパージョイント メカニカル継手	鋼管継手 メカニカル継手	\																																																			
ダクタイル鋳鉄管	メカニカル継手	メカニカル継手	\	メカニカル継手 プッシュオン継手																																																			

別冊給水装置工事施行基準 藤井寺水道事業 新旧対照表

新	旧
<p>7. 検査</p> <p>7.2 企業団が行う検査 (P.110)</p> <p>3. 検査内容</p> <p>(1) 分岐工事検査</p> <p>指定工事業者は、分岐工事検査の実施に先立ち、分岐(新設・撤去)工事立会申請書、道路占用許可書の写し及び道路使用許可証の写しを提出すること。</p> <p>また、工事着手当日は朝9時頃までに着手確認の連絡を行い、その後立会検査確認時期毎に藤井寺水道センターへ立会依頼の連絡を行うこと。</p> <p>② 穿孔前の水圧検査</p> <p>水圧検査の順序、方法は一般的に次のとおりである。</p> <p>ア. 埋戻し</p> <p>管路は水圧によって移動することがあるので、注水に先立って、ある程度以上の埋戻しを行っておくこと。また、異形管防護工などが施してある管路は、防護工が確実に行われていることを確認してから注水すること。</p> <p>イ. 充水</p> <p>管路への注水を急激に行うと、管内の空気圧の上昇で思わぬ事故を招くことがある。充水は原則として管路の低いほうから十分注意しながら、徐々に注水速度を速めること。</p> <p>充水中は管路の異常の有無を点検して、事故防止に万全を期さなければならない。又、漏水箇所に対しては適切な止水措置を行わなければならない。</p> <p>ウ. 水圧検査</p> <p>管内の残留空気の排除や、管種によっては管内の吸水の影響を少なくするため、水圧検査は管内に充水後一昼夜程度経過してから行うことが望ましい。検査は検査水圧まで加圧した後一定時間保持し、その間の管路の異常の有無及び圧力の変化を調査する。検査水圧、保持時間及び許容圧力低下量については、表 7-F-1 のとおりとする。</p> <p>水圧検査方法は以下の内容を遵守し、表 7-F-1 のとおり行うこと。</p> <p>ア. 給水管</p> <p>(i). 給水管の水圧検査は、分水栓を穿孔する前に実施すること。</p> <p>(ii). 検査箇所は引き込む給水管全数とし、全て写真で管理すること。</p> <p>(iii). 藤井寺水道センター職員が指示した場所については、立会いを受けること。</p> <p>イ. 給水主管</p> <p>(i). 新設する給水主管については、水圧検査を実施すること。水圧検査の開始時と終了時は、藤井寺水道センター職員の立会いを受けること。</p>	<p>7. 検査</p> <p>7.2 企業団が行う検査 (P.103)</p> <p>3. 検査内容</p> <p>(1) 分岐工事検査</p> <p>指定工事業者は、分岐工事検査の実施に先立ち、分岐(新設・撤去)工事立会申請書、道路占用許可書の写し及び道路使用許可証の写しを提出すること。</p> <p>また、工事着手当日は朝9時頃までに着手確認の連絡を行い、その後立会検査確認時期毎に藤井寺水道センターへ立会依頼の連絡を行うこと。</p> <p>② 穿孔前の水圧検査</p> <p>水圧検査の順序、方法は一般的に次のとおりである。</p> <p>ア. 埋戻し</p> <p>管路は水圧によって移動することがあるので、注水に先立って、ある程度以上の埋戻しを行っておくこと。また、異形管防護工などが施してある管路は、防護工が確実に行われていることを確認してから注水すること。</p> <p>イ. 充水</p> <p>管路への注水を急激に行うと、管内の空気圧の上昇で思わぬ事故を招くことがある。充水は原則として管路の低いほうから十分注意しながら、徐々に注水速度を速めること。</p> <p>充水中は管路の異常の有無を点検して、事故防止に万全を期さなければならない。又、漏水箇所に対しては適切な止水措置を行わなければならない。</p> <p>ウ. 水圧検査</p> <p>管内の残留空気の排除や、管種によっては管内の吸水の影響を少なくするため、水圧検査は管内に充水後一昼夜程度経過してから行うことが望ましい。検査は検査水圧まで加圧した後一定時間保持し、その間の管路の異常の有無及び圧力の変化を調査する。検査水圧、保持時間及び許容圧力低下量については、表 7-4-2 のとおりとする。</p> <p>水圧検査方法は以下の内容を遵守し、表 7-4-2 のとおり行うこと。</p> <p>ア. 給水管</p> <p>(i). 給水管の水圧検査は、分水栓を穿孔する前に実施すること。</p> <p>(ii). 検査箇所は引き込む給水管全数とし、全て写真で管理すること。</p> <p>(iii). 藤井寺水道センター職員が指示した場所については、立会いを受けること。</p> <p>イ. 給水主管</p> <p>(i). 新設する給水主管については、水圧検査を実施すること。水圧検査の開始時と終了時は、藤井寺水道センター職員の立会いを受けること。</p>

別冊給水装置工事施行基準 藤井寺水道事業 新旧対照表

新				旧			
(ii). 検査作業に必要な材料、加圧機器及び電力設備等は、指定工事業者が準備しなければならない。 (iii). 水圧検査の結果は全て記録し、その報告書を提出すること。				(ii). 検査作業に必要な材料、加圧機器及び電力設備等は、指定工事業者が準備しなければならない。 (iii). 水圧検査の結果は全て記録し、その報告書を提出すること。			
表 7-F-1 水圧検査方法(藤井寺水道センター)				表 7-4-2 水圧検査方法(藤井寺水道センター)			
種別	水圧検査方法	立会頻度	写真管理	種別	水圧検査方法	立会頻度	写真管理
給水管	管路水圧(サドル又は不断水T字管～止水栓)を0.75MPaに上昇後、10分間放置 ※この時、サドル分水栓のcockは開とする。 ↓ 0.60MPa以上あれば合格	1給水装置毎(穿孔前)に1回	藤井寺水道センター職員、配管状況、テストポンプ及びゲージ、黒板が確認できるもの ※見づらくなる場合は別途近景で撮影すること。	給水管	管路水圧(サドル又は不断水T字管～止水栓)を0.75MPaに上昇後、10分間放置 ※この時、サドル分水栓のcockは開とする。 ↓ 0.60MPa以上あれば合格	1給水装置毎(穿孔前)に1回	藤井寺水道センター職員、配管状況、テストポンプ及びゲージ、黒板が確認できるもの ※見づらくなる場合は別途近景で撮影すること。
給水主管	管路水圧(全路線)を0.75MPaに上昇後、1時間放置 ※この時、サドル分水栓のcockは開とする。 ※チャート紙にて計測 ↓ 0.60MPa以上あれば合格	水圧検査が可能な範囲毎に立会いを行う。 開始時及び終了時に1回ずつ	藤井寺水道センター職員、配管状況、テストポンプ及びゲージ、黒板が確認できるもの ※見づらくなる場合は別途近景で撮影すること。	給水主管	管路水圧(全路線)を0.75MPaに上昇後、1時間放置 ※この時、サドル分水栓のcockは開とする。 ※チャート紙にて計測 ↓ 0.60MPa以上あれば合格	水圧検査が可能な範囲毎に立会いを行う。 開始時及び終了時に1回ずつ	藤井寺水道センター職員、配管状況、テストポンプ及びゲージ、黒板が確認できるもの ※見づらくなる場合は別途近景で撮影すること。
(2) 竣工検査 指定工事業者は竣工検査の実施に先立ち、 表 3-F-4 に記載の書類を提出する。 竣工検査実施可能日は藤井寺水道センターに確認し、窓口にて竣工検査日時の予約をとる。 竣工検査当日は予約時間までに現地にて検査可能な状態にし、その後、藤井寺水道センター職員立会いのもと竣工検査を受ける。 ⑦ 写真管理 竣工図書に添付する工事写真の内容は一般的に次のとおりである。				(2) 竣工検査 指定工事業者は竣工検査の実施に先立ち、 表 3-2-2 に記載の書類を提出する。 竣工検査実施可能日は藤井寺水道センターに確認し、窓口にて竣工検査日時の予約をとる。 竣工検査当日は予約時間までに現地にて検査可能な状態にし、その後、藤井寺水道センター職員立会いのもと竣工検査を受ける。 ⑦ 写真管理 竣工図書に添付する工事写真の内容は一般的に次のとおりである。			

別冊給水装置工事施行基準 藤井寺水道事業 新旧対照表

新

(別冊様式第2号)

受付年月日 年 月 日 担当者

受付番号

臨時用水申請書 (新設・改良)

大阪広域水道企業団企業長 様

工事場所 (所在地) 藤井寺市 ※位置図(地図)裏面印刷

住所

申請者 フリガナ 氏名又は名称 代表者の氏名

私(申請者)は、大阪広域水道企業団指定給水装置工事事業者であり、上記工事場所における臨時用水の開栓を申し込みます。 指定給水装置工事事業者 指定番号 _____
 上記工事場所における臨時用水の開栓を下記委任代理人(指定給水装置工事事業者)に委任申し込みます。また、委任代理人に臨時用水の申込に係る一切の権限を委任します。

臨時用水の水道料金については、以下の臨時用水料金請求書(納付書)送付先へ請求してください。

なお、申込みにあたり下記の事項を遵守することを誓約するとともに、臨時用水の水道料金について大阪広域水道企業団水道事業給水条例及び大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程を給水契約の約款とすることに合意します。

記

1. 給水に関する一切の事項について、企業団の条例及び規程等を遵守します。
2. 当該給水装置は臨時用水(工事用)以外の目的には使用しません。

委任代理人 指定給水装置工事事業者 指定第 号 住所 氏名又は名称 代表者の氏名 (連絡先TEL:0 - -)

臨時用水料金請求書(納付書)送付先 住所 フリガナ 氏名・社名(担当者名) (連絡先TEL:0 - -)

臨時用水料金 (2カ月分・税抜き)	
基本水量	2 m ³
基本料金	1,496円
超過料金 (1m ³ につき)	748円

※申請者又は委任代理人欄と同じであっても再度記載してください。 ※太枠内のみ記入してください。

【留意事項】

(1) この申請書を受け付けた日をもって、臨時用水の開栓申込みがあったものとみなします。
(2) 工事場所に既設の水道メーターがある場合、臨時用水の開栓指針は、原則として前使用者の中止指針となります。
(3) **原則、臨時用水申請者(委任代理人)からの中止申込み又は次使用者の開栓申込みがあるまでは、臨時用水料金が適用されます。**
(4) 他の工事場所において臨時用水料金の未納があるときは、本申込書を受理できないことがあります。

※ 藤井寺水道センター使用欄

<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 改良	水 検 番 号	備 考
使用 者 番 号		
量 水 器	<input type="checkbox"/> 1戸建て専用住宅	
口径	メーター番号	<input type="checkbox"/> 階建て集合住宅
φ	指示数	<input type="checkbox"/> 開発地内の工事用
		<input type="checkbox"/> その他(備考に記載)

位置図 (※必ず印刷してください)

旧

(別冊様式第2号)

受付年月日 年 月 日 担当者

受付番号

臨時用水申請書 (新設・改良)

大阪広域水道企業団企業長 様

工事場所 (所在地) 藤井寺市 ※位置図(地図)裏面印刷

住所

申込者 フリガナ 氏名又は名称 代表者の氏名

私(申込者)は、大阪広域水道企業団指定給水装置工事事業者であって、自ら行う上記工事場所における臨時用水の給水を申し込みます。臨時用水の水道料金については、私に請求してください。
 上記工事場所における臨時用水の給水を申し込みます。(指定給水装置工事業者に委任する場合)

なお、申込みにあたり下記の事項を遵守することを誓約するとともに、臨時用水の水道料金について大阪広域水道企業団水道事業給水条例及び大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程を給水契約の約款とすることに合意します。

記

1. 給水に関する一切の事項について、企業団の条例及び規程等を遵守します。
2. 当該給水装置は臨時用水(工事用)以外の目的には使用しません。

(委任代理人)

私(申込者)は、下記委任代理人に臨時用水の申込に係る一切の権限を委任します。なお、臨時用水の水道料金については、(申込者 ・ 委任代理人) が支払うことで双方合意しています。

委任代理人 指定給水装置工事事業者 指定第 号 住所 氏名又は名称 代表者の氏名 (連絡先TEL:0 - -)

臨時用水料金請求書(納付書)送付先 住所 フリガナ 氏名・社名(担当者名) (連絡先TEL:0 - -)

臨時用水料金 (2カ月分・税抜き)	
基本水量	2 m ³
基本料金	1,496円
超過料金 (1m ³ につき)	748円

※申込者又は委任代理人欄と同じであっても再度記載してください。 ※太枠内のみ記入してください。

【留意事項】

(1) この申請書を受け付けた日をもって、臨時用水の開栓申込みがあったものとみなします。
(2) 工事場所に既設の水道メーターがある場合、臨時用水の開栓指針は、原則として前使用者の中止指針となります。
(3) **臨時用水申込者(委任代理人)からの中止申込み又は次使用者の開栓申込みがあるまでは、臨時用水料金が適用されます。**
(4) 他の工事場所において臨時用水料金の未納があるときは、本申込書を受理できないことがあります。

※ 藤井寺水道センター使用欄

<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 改良	水 検 番 号	備 考
使用 者 番 号		
量 水 器	<input type="checkbox"/> 1戸建て専用住宅	
口径	メーター番号	<input type="checkbox"/> 階建て集合住宅
φ	指示数	<input type="checkbox"/> 開発地内の工事用
		<input type="checkbox"/> その他(備考に記載)

別冊給水装置工事施行基準 藤井寺水道事業 新旧対照表

新	旧
<p>(別冊様式第5号)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(宛先)</p> <p>大阪広域水道企業団企業長 様</p> <p style="text-align: right;">住 所 _____</p> <p>(申込者) 氏名又は名称 _____</p> <p style="text-align: right;">代表者の氏名 _____</p> <p style="text-align: center;">給水装置不設置誓約書</p> <p>私儀、 _____ 番地に建築いたします建物につきまして、給水装置の設置は2階までとし、3階以上へは給水装置の設置はいたしません。</p> <p>また、所有権、使用権等の譲渡変更があった場合は、本誓約事項をすべて継承いたします。</p> <p>なお、3階以上に給水装置の設置が必要な場合は、企業団と必要な協議を行い、指示に従います。</p>	<p>(別冊様式第5号)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(宛先)</p> <p>大阪広域水道企業団企業長 様</p> <p style="text-align: right;">住 所 _____</p> <p>(申込者) 氏名又は名称 _____</p> <p style="text-align: right;">代表者の氏名 _____</p> <p style="text-align: center;">給水装置不設置誓約書</p> <p>私儀、 _____ 番地に建築いたします自己用3階建住宅につきまして、給水装置の設置は2階までとし、3階へは給水装置の設置はいたしません。</p> <p>また、所有権、使用権等の譲渡変更があった場合は、本誓約事項をすべて継承いたします。</p> <p>なお、3階に給水装置の設置が必要な場合は、企業団と必要な協議を行い、指示に従います。</p>

別冊給水装置工事施行基準 藤井寺水道事業 新旧対照表

新	旧																								
<p>(別冊様式第6号)</p> <p>貯水槽式から直結式への切替えに伴う給水装置工事主任技術者による検査表</p> <table border="1" data-bbox="252 472 1400 1228"> <thead> <tr> <th>検査の内容</th> <th>適合○</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現行の使用水量、使用場等の調査の結果、給水装置は適合している。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>既設配管の配水形式、配管材料が把握できている。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>既設配管の再利用箇所に亜鉛メッキ鋼管及び鉛管が利用されておらず、材質が構造材質基準に適合した製品が使用されている。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>既設配管の劣化状況が把握できている。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>既設配管に耐圧試験(0.75MPa・10分間)の結果、水漏れがない。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>既設配管の水質検査(法第20条第3項に規定する者の検査)の結果、水質基準を満たしている。 【採水方法】5L/分で5分排水。15分間滞留後、採水。 【試験項目】味・臭気・色度・濁度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>貯水槽下流側の口径は、配水管分岐より貯水槽上流側の口径以下である。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="252 1312 1400 1869"> <tbody> <tr> <td>工事場所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>給水装置工事申込者</td> <td></td> </tr> <tr> <td>指定給水装置工事事業者</td> <td></td> </tr> <tr> <td>給水装置工事主任技術者</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	検査の内容	適合○	現行の使用水量、使用場等の調査の結果、給水装置は適合している。		既設配管の配水形式、配管材料が把握できている。		既設配管の再利用箇所に亜鉛メッキ鋼管及び鉛管が利用されておらず、材質が構造材質基準に適合した製品が使用されている。		既設配管の劣化状況が把握できている。		既設配管に耐圧試験(0.75MPa・10分間)の結果、水漏れがない。		既設配管の水質検査(法第20条第3項に規定する者の検査)の結果、水質基準を満たしている。 【採水方法】5L/分で5分排水。15分間滞留後、採水。 【試験項目】味・臭気・色度・濁度		貯水槽下流側の口径は、配水管分岐より貯水槽上流側の口径以下である。		工事場所		給水装置工事申込者		指定給水装置工事事業者		給水装置工事主任技術者		<p>(新規)</p>
検査の内容	適合○																								
現行の使用水量、使用場等の調査の結果、給水装置は適合している。																									
既設配管の配水形式、配管材料が把握できている。																									
既設配管の再利用箇所に亜鉛メッキ鋼管及び鉛管が利用されておらず、材質が構造材質基準に適合した製品が使用されている。																									
既設配管の劣化状況が把握できている。																									
既設配管に耐圧試験(0.75MPa・10分間)の結果、水漏れがない。																									
既設配管の水質検査(法第20条第3項に規定する者の検査)の結果、水質基準を満たしている。 【採水方法】5L/分で5分排水。15分間滞留後、採水。 【試験項目】味・臭気・色度・濁度																									
貯水槽下流側の口径は、配水管分岐より貯水槽上流側の口径以下である。																									
工事場所																									
給水装置工事申込者																									
指定給水装置工事事業者																									
給水装置工事主任技術者																									